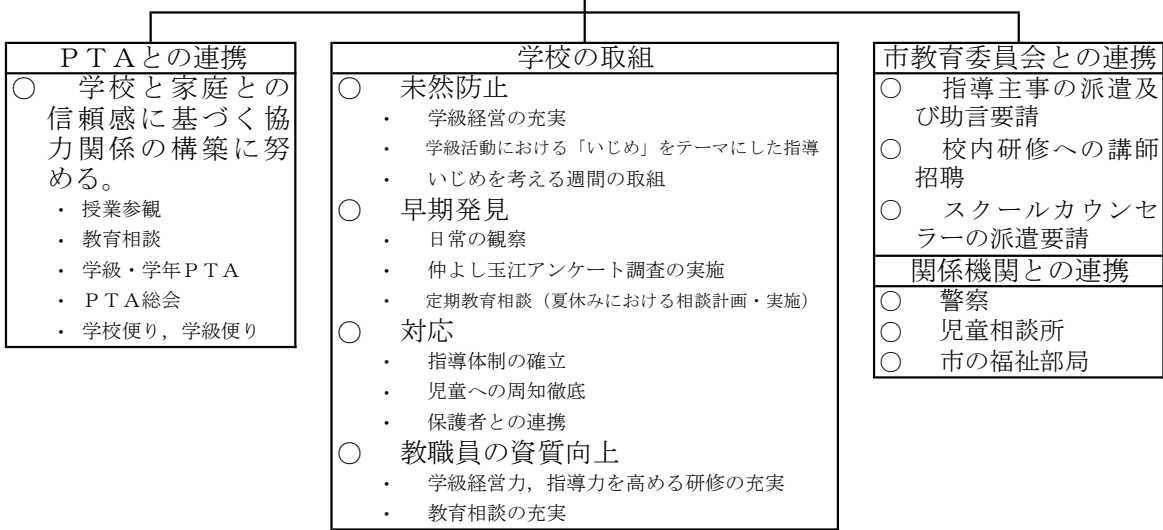


令和5年度 鹿児島市立玉江小学校 いじめ防止基本方針

いじめ問題への学校の教育目標	
○	全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成する。
○	いじめを生まない学校づくりを目指し、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を構築する。

いじめ防止対策委員会	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ防止に向けての具体的な計画作成、取組の実施、検証の役割を担う。 ○ いじめの相談を担う。 ○ いじめの疑いに関する情報共有、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携の中核としての役割を担う。
構成	○ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、学年主任、養護教諭、教育相談係、関係学級担任、スクールカウンセラー



【年間計画】

	児童関係	職員関係	検証関係
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談 ○ ニコニコ月間の取組 (5/25～6/25) ○ 学校たのしい～と・仲よし玉江アンケート (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の実態把握 (引継ぎ事項や個票の確認) ○ 家庭訪問による聞き取り (4月) ○ 心の教育推進委員会 (6月) ○ 職員会 (児童理解：月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間計画の共通理解 ・ アンケートの分析 ・ 学期の反省と次学期の取組計画
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談 (夏休みに一家庭1回) ○ いじめ防止啓発ポスター・標語応募 (6月) ○ 学校たのしい～と・仲よし玉江アンケート (10月) ○ 心の教育の日 (11月：道徳の授業) ○ 不登校を考える週間 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心の教育推進委員会 (9月・10月・11月) ○ 職員研修 (生徒指導関係) ○ 職員会 (児童理解：月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの分析 ・ 学期の反省と次学期の取組計画
三学期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談 ○ 学校たのしい～と・仲よし玉江アンケート (2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心の教育推進委員会 (1・2月) ○ 職員会 (児童理解：月1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談のまとめ ・ 年間の取組の反省と次年度の取組計画

I < 鹿児島市立玉江小学校 いじめ防止対策組織の運営について >

「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 設置の目的

子どもの抱える対人関係やいじめのささいな兆候、アンケート等による子どもの訴え、保護者の訴えに、即時対応できる組織として設置し、特定の教員が問題を抱え込むことのないよう、組織として対応していく。

2 委員会の構成

本委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、学年主任、養護教諭、教育相談係、関係学級担任で構成し、校長判断により必要に応じてスクールカウンセラー等の外部の関係機関とも連携する。

3 主な役割

(1) 教職員への啓発・共通理解

ア 年度初めの職員会議等で「玉江小学校いじめ防止基本方針」について周知し、職員間での共通理解を図る。

イ いじめアンケートや教育相談の結果を集約し、同時に該当児童への詳しい聞き取り調査等を行うことで確実な実態を把握し、分析、対策の検討を行うことで、実効性を伴えるようにする。

(2) 「玉江小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施

ア 学校評価、学校評議員会等の反省を受け、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

(3) いじめ事案への対応

ア いじめの実態を把握した際、迅速かつ確かな情報収集と、問題解決に向けた指導・支援体制を整える。

イ 事案の解決に向け、構成メンバーを中心に、迅速かつ効果的に対応できるようにする。その際、必要に応じて外部機関とも連携していく。

ウ 事案の解決後も経過観察を怠ることなく、継続的に指導・支援をしていく。

エ 学級編成時には、確実に事案の申し送りを行い、再発防止に努める。

(4) 児童、保護者、地域への情報発信と啓発

ア 学級通信や学年週報、学校便りやWebページ等を通して、いじめ防止の取組についての情報を発信し、啓発に努める。

4 外部関係機関

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県総合教育センター教育相談課	294-2792
県中央児童相談所	264-3003
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島西警察署	285-0110
鹿児島中央警察署	222-0110
鹿児島市子ども福祉課	216-1284

II < いじめの未然防止・早期発見・対応について >

1 未然防止に向けて

「いじめは、どの学校にも起こり得るものである」という認識を全職員が持ち、危機感を持って日々の児童の学校生活を見守る姿勢を持つ。

(1) いじめについての共通理解

ア 校内研修、職員会議等を通して、「いじめ防止基本方針」の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で、全校児童を対象にいじめに関する調査や講和等を行う。

イ 「児童理解」の時間を毎週の学年会に位置づけ、情報の共有を図るとともに、学年代表（該当児童担任）は「心の教育推進委員会」や「職員会議」「職員連絡会」等で事例を報告し、全職員で共通理解を図る。

ウ 4月の第3週及び9月の第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通して適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定するとともに、生活委員会を中心に、いじめ防止に向けてのビデオや呼びかけを作製し、昼食時間に校内放送する。

- (2) いじめに向かわせない態度・能力の育成
- ア 児童会活動（生活委員会）を通して、いじめ防止についての主体的な取組を推進する。（標語・ポスター募集，ビデオの作製）
 - イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。
 - ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ，児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
 - ・ 人権尊重の観点から，全教育活動を通じて，児童一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
 - ウ 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。
 - エ 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。
 - オ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。
- (3) いじめが起きにくい集団の育成
- ア 教師は，人間関係づくりという視点から学級教育目標を立て，日々の学級経営に反映させる。
 - イ 「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
 - ウ 一人一人のよさを活かした，分かる・できる授業づくりを推進する。
 - エ 人間関係を把握し，一人一人が活躍できる場を設定する。
 - オ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを，自分たちで解決する自己解決力を育てる。
 - カ 人間関係を深める異学年交流を推進する。（縦割り作業，児童集会等）
 - キ 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を推進する。
 - ク 担任がPTA学年学級活動に参加し，情報収集等，いじめ発生防止に努める。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成
- ア すべての教育活動を通して，児童が主体的に行動し，他者の役に立っているという自己有用感や自分自身の良さを認め，自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。
 - イ 「全校朝会」や「輝きタイム」，学校便り等を利用し，児童の頑張りを多くの他の児童や保護者等に紹介する場を設け，自己有用感を高める。
 - ウ 教師は，暴言等の否定的な発言をせず，児童の頑張りを認め，プラス思考の発言に努める。

2 いじめの早期発見に向けて

いじめは大人の目につきにくい時間帯，場所，方法で行われ，判断しにくいことを認識するとともに，児童の些細な変化や助けを求める合図を敏感に感じ取れるよう，アンテナを高く保つように努める。

そのため，日頃から児童を見守り，信頼関係を構築し，気になることに関しては，教職員同士（放課後，学年会，学年主任会等）や保護者（放課後，教育相談日，先生と語る会，親父の会，学級PTA等），また，関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

<具体的な取組>

項目	担当	具体的な取組
アンケートの定期的な実施と情報の収集・分析・共有	生活指導担当	・ 全児童を対象とした「いじめ実態調査アンケート（学校たのしーと等）」の実施
年間を通じた教育相談の実施と児童の状況把握・情報の共有	教育相談担当	・ 全家庭年1回以上の教育相談（長期休業中，放課後等）の実施
管理職をはじめ，全職員による校内巡視等の実施	全職員	・ 朝の活動，休み時間，昼休み時間等，児童とふれあう活動を通して実施
学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 全職員	・ 学校，学年，学級便り，PTAの会合

3 いじめの早期対応に向けて

いじめがあることを確認された場合は，直ちに，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，いじめたとされる児童に対して，担任と学年主任等二人以上で事情を聞き取り，確認した上で統一形式の用紙に記入する。生徒指導主任が，その日に，いじめ問題等対策委員会を臨時で開く。そこで，指導方針や指導方法を明確にし，具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い，適切に指導する等，組織的な対応を行う。また，家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ，関係機関との連携を図るようにする。

＜ いじめ問題等への基本的な対応の流れについて ＞

いじめ情報の入手 → 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

情報収集の内容

- ・ 誰が誰をいじめているのか。（加害者、被害者の確認）
- ・ いつ、どこで起こったのか。（時間、場所の確認）
- ・ どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。（内容）
- ・ いじめのきっかけは何か。（背景、要因）
- ・ いつ頃からか。どのくらい続いているのか。（期間）

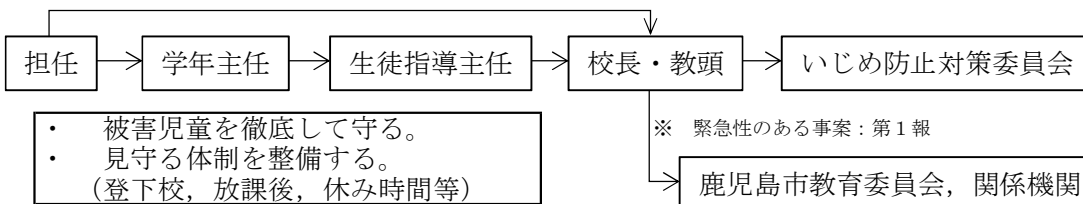
情報収集の手段

- ・ アンケートの実施
- ・ 日記、連絡帳
- ・ 児童との会話
- ・ 保護者との連携
- ・ 日常生活の観察
- ・ 養護教諭との連携
- ・ 教育相談

情報入手の留意点

- ・ 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。
- ・ 他の教師、管理職への相談を密にし、協力をもらう。（1人で悩まない。）
- ・ 教師のいじめ問題への強い姿勢を示す。
- ・ 解決を焦らず、慎重に取り組む。

いじめ対応チームの編成



対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内容

- ・ 緊急度の確認（命に関わる可能性があるか。）
- ・ 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
- ・ 具体的な指導・援助の方針の検討（役割の分担，支援チームの構成）
- ・ 事後聴取や指導の際に留意すべきことの確認
- ・ 保護者への対応
- ・ 関係機関との連携の方向性

対応方針について
教育委員会
 ～相談
教頭

役割分担

- 【担任，教頭】
- ・ いじめられた児童の事情聴取と支援
 - ・ いじめた児童の事情聴取と指導

↓
 校長へ報告 → 指示

- 【教頭】
- ・ 保護者への対応
 - ・ 関係機関への対応
 - ・ 教育委員会へ対応方針について連絡・相談
- 【教務】
- ・ 周囲の児童と全体児童への指導

児童

- ・ いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる者から個別に聞き取りを行う。
- ・ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・ 情報の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・ 聴取を終えた後、当該児童を自宅まで送り届け、教師（教頭同行）が保護者に直接説明する。

保護者

- ・ 直接会って、具体的な対策を話す。
- ・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全の確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話聞くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体的支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら、いじめられた児童の心のケアを心がけていく。

いじめられた児童への対応

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに、秘密を守ることを約束し、安心感を与える。
- ② つらさ、悔しさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず、大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう、学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- ① 秘密が守られる環境を用意する。
- ② 焦らず、急かさず、共感的に接する。
- ③ 心の整理をする時間を確保する。
- ④ むしろ、これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
- ⑤ まずは、教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛みに気づかせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的、共感的な態度で十分に聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら、解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり、陰湿化・潜在化したりすることがないように、注意深く継続的に指導していく必要がある。

いじめた児童への対応

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで、個別の関わりを継続する。
- ② 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報を収集し、実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた子供の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと観られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ① 「開き直り」に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
- ② 「被害者にも非がある」と認めてはならない。
「確かに、〇〇（いじめられた児童）にも非はあるよね」と認めてはならない。「〇〇も悪いと言ったから、自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
- ③ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りてただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする児童もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が使っていたりしたら、あなたはどう思う？」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点を当て、それはいけない行為のだと指摘する。

いじめられた児童の保護者への対応

- ① 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さずに伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として子供を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で子供の変化に注意してもらい、些細な事でも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

いじめた児童の保護者への対応

- ① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子供や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ④ 子供のより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

傍観者等への対処

- ① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許さないことを指導する。
- ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合う事や望ましい人間関係等について指導する。
- ④ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応 → 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

◆ 「いじめが解消している状態」

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
（「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省から）

<いじめ対応チームによる対応>

項目	対応メンバー
学校生活での意図的な観察及び助言 (該当児童と周りの児童の状況)	学級担任・学年主任 養護教諭
学級担任へのサポート (情報交換、学級づくりへの支援)	生徒指導主任 管理職
保護者との連携支援	学級担任・管理職
関係機関との連携支援	管理職 スクールカウンセラー
その後の状況について教育委員会への報告	管理職

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合(法第28条第1項第1号に係る事態)

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

イ 重大事態への緊急対応

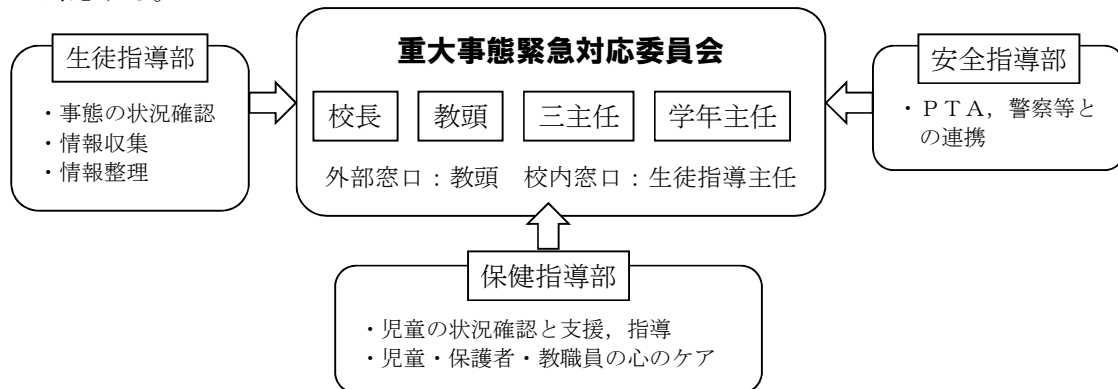
- 重大事態の報告
重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。
- 全校体制による緊急対応
学校が事態の把握、調査を実施する際は、「いじめ防止対策委員会」を中心に、校長判断により適切な専門家等を加えるなどして対応するとともに、教育委員会とも連携して、全校体制で対応する。
 - ・ 事態の状況把握、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ P T A ・ 警察などとの連携
- 市教育委員会との連携
 - ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
 - ・ 臨床心理相談員、スクールカウンセラー等の人的支援の要請
 - ・ 県教育委員会や警察等との連携についての要請

(2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。



イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を、どのように（態様）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施する等、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など
- いじめられた児童からの聴き取り調査が不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合）、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

- ・ いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

- ・ いじめられた児童及びその保護者に対して、調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

- ・ プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携を取りながら対応する。

5 その他

- 学校いじめ基本方針を、学校のWebページで公表し、児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実線への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。